

中医協 総 - 4
1 7 . 3 . 3 0

簡素化の対象技術として承認申請のあった高度先進医療

医療機関名	高度先進医療技術の名称
・群馬大学医学部附属病院	・腹腔鏡下肝切除術
・慶應義塾大学病院	・進行性筋ジストロフィーのDNA診断
・兵庫医科大学病院	・腹腔鏡下肝切除術
(合計 3 医療機関)	(合計 3 件、 2 種類)

参考

各 技 術 の 概 要 (簡 素 化 分)

高 度 先 進 医 療 技 術 名	医 療 機 閣 名	所 在 地	病 床 数	担 当 科	技 術 の 概 要	適 応 症
腹腔鏡下肝切除術	群馬大学医学部附属病院	群馬県前橋市	705	消化器外科 1	腹腔鏡を用いることにより、従来の開腹による肝切除術よりも低侵襲の手術を行うことができる。	良性肝疾患（嚢胞、結石等）、良性肝腫瘍、悪性肝腫瘍
進行性筋ジストロフィーのDNA診断	慶應義塾大学病院	東京都新宿区	1,072	産婦人科 神経内科 小児科	遺伝子工学的手法を用いて原因遺伝子の変異を検索し、正確な診断を行う。	Duchenne型筋ジストロフィー Becker型筋ジストロフィー
腹腔鏡下肝切除術	兵庫医科大学病院	兵庫県西宮市	1,195	第一外科	腹腔鏡を用いることにより、従来の開腹による肝切除術よりも低侵襲の手術を行うことができる。	肝細胞癌（肝部分切除の適応となる症例）

手続きの簡素化が妥当とされる技術

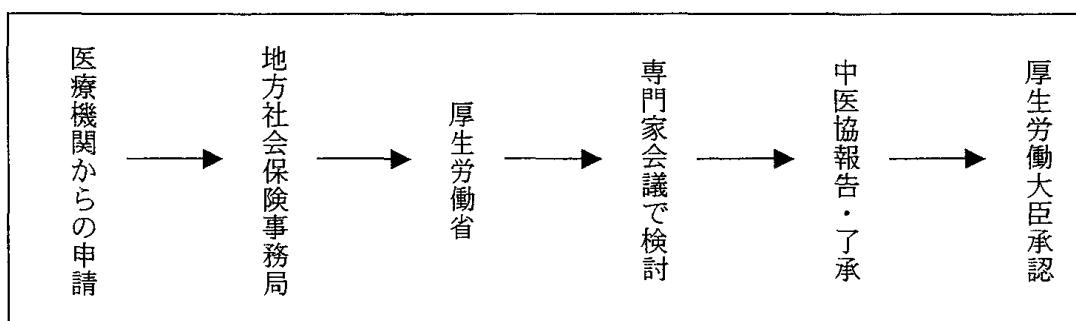
(ただし、高度先進医療として承認されている適応症に限る。)

- 1 インプラント義歯
- 2 顎顔面補綴
- 3 培養細胞による先天性代謝異常診断
- 4 経皮的埋め込み電極を用いた機能的電気刺激療法
- 5 実物大臓器立体モデルによる手術計画
- 6 進行性筋ジストロフィーのDNA診断
- 7 齒周組織再生誘導法
- 8 接着ブリッジによる欠損補綴並びに動搖歯固定
- 9 光学印象採取による陶材歯冠修復法
- 10 血小板膜糖蛋白異常症の病型および病因診断
- 11 肺腫瘍のCTガイド下気管支鏡検査
- 12 先天性血液凝固異常症の遺伝子診断
- 13 S D I 法による抗癌剤感受性試験
- 14 抗癌剤感受性試験
- 15 腹腔鏡下肝切除術
- 16 心臓移植手術
(ただし、移植関係学会合同委員会により選定された施設であって、既に特定承認保険医療機関として承認されている施設に限る。)
- 17 生体部分肺移植術
(ただし、移植関係学会合同委員会により選定された施設であって、既に特定承認保険医療機関として承認されている施設に限る。)
- 18 家族性アミロイドーシスのDNA診断
- 19 子宮頸部前癌病変のHPV-DNA診断
- 20 不整脈疾患における遺伝子診断

高度先進医療技術の申請から承認まで流れ

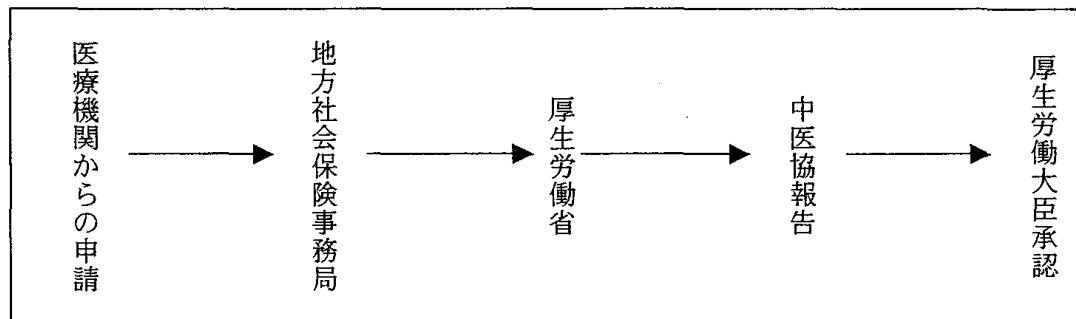
○ 通常

[申請から承認までの流れ]



○ 簡素化技術

[申請から承認までの流れ]



中医協の在り方の見直しについて (尾辻臨時議員提出資料)

平成17年3月25日

「中医協の在り方に関する有識者会議」について (これまでの開催経緯)

平成17年

2月22日 第1回会議

- ・ 中医協の概要について事務局より説明の後、フリートーク

3月22日 第2回会議

- ・ 中医協会長より意見聴取
- ・ 事務局より「中医協の在り方に係る論点（たたき台）」提示

(今後の予定)

4月12日 第3回会議

- ・ 規制改革・民間開放推進会議議長より意見聴取
- ・ 検討項目に沿った議論を開始

「中医協の在り方に関する有識者会議」開催要綱

1 目的

厚生労働大臣と内閣府特命担当大臣（規制改革、産業再生機構）、行政改革担当、構造改革特区・地域再生担当との間の「中医協の在り方の見直しに係る基本的合意」（平成16年12月17日）に基づき、中央社会保険医療協議会（以下「中医協」という。）の在り方について検討を行うことを目的として、厚生労働大臣が有識者の参集を求め、開催するものである。

2 検討項目

- (1) 診療報酬改定に関する企画・立案の在り方との関係を含めた中医協の機能・役割の在り方
- (2) 公益機能の強化
- (3) 病院等多様な医療関係者の意見を反映できる委員構成の在り方
- (4) 委員の任期の在り方
- (5) 診療報酬の決定手続の透明化及び事後評価の在り方
- (6) その他、医療の現場や患者等国民の声を反映する仕組みの在り方

3 有識者会議参集者

- 大森 政輔 （国家公安委員会委員、弁護士）
奥島 孝康 （早稲田大学大学院法務研究科教授）
奥野 正寛 （東京大学大学院経済学研究科教授）
金平 輝子 ((財)東京都歴史文化財団顧問)
岸本 忠三 （総合科学技術会議議員、大阪大学客員教授）
(五十音順、敬称略)

4 運営

- (1) 有識者会議は、公開とする。
- (2) 有識者会議には、常時、厚生労働大臣が出席する。
- (3) 有識者会議は、中医協の在り方について、平成17年夏～秋までに結論を得るものとする。
- (4) 有識者会議の庶務は、厚生労働省保険局医療課において処理する。

「中医協の在り方に係る論点(たたき台)」

(3月22日有識者会議提出資料)(要約)

1 診療報酬改定に関する企画・立案の在り方との関係を含めた中医協の機能・役割の在り方について

- ・「保険適用とする診療行為の範囲」を中医協で議論すべきかどうか
- ・「保険適用とされた個々の診療行為の公定価格」の前提となる「基本方針」を中医協で議論すべきかどうか
- ・予算編成過程における「改定率の決定」を中医協で議論すべきかどうか

2 公益機能の強化について

- ・三者構成を今後とも維持していくかどうか
- ・公益委員の人数を増やすべきかどうか
- ・三者構成における調整機能のほかに、公益委員の機能として位置付ける機能はないか

3 病院等多様な医療関係者の意見を反映できる委員構成の在り方について

- ・関係団体による推薦制を今後とも維持していくかどうか
- ・診療側委員における病院団体の代表の参加の在り方
- ・専門委員制度の活用も含めた多様な医療関係者の意見を反映させるための手法の在り方
- ・その他、委員構成で見直すべき事項はないかどうか

4 委員の任期の在り方について

- ・ 適切な委員の任期の期間の在り方

5 診療報酬の決定手続の透明化及び事後評価の在り方について

- ・ 審議過程の一層の透明化や客観的なデータに基づく議論の推進のための取組
- ・ 医療におけるIT化の推進
- ・ 中医協における審議の中で国民の声をより一層反映させるための方策
- ・ 診療報酬改定の結果の検証の在り方

6 その他、医療の現場や患者等国民の声を反映する仕組みの在り方について

- ・ 中医協委員が国民の意見を聞く機会の設定の在り方